

環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン

実施状況の確認調査報告

平成 26 年 4 月

株式会社国際協力銀行

目次

1 .	本報告の目的・構成と調査の方法	3
(1)	本報告の目的	3
(2)	実施状況確認のための調査	3
(3)	本報告の構成	4
2 .	環境ガイドラインの経緯、実施体制及び適用案件	5
(1)	環境ガイドラインの経緯	5
(2)	環境ガイドラインの実施体制	6
(3)	現行の環境ガイドラインの適用案件	6
3 .	環境ガイドライン第 1 部	7
(1)	環境社会配慮の適切性を確認するための基準	7
(2)	スクリーニング及びカテゴリ分類	8
(3)	環境レビュー	8
(4)	意思決定及び融資契約等への反映	10
(5)	モニタリング	11
(6)	情報公開	12
4 .	環境ガイドライン第 2 部	14
(1)	総論	14
(2)	基本的事項	14
(3)	対策の検討	15
(4)	検討する影響のスコープ	16
(5)	法令、基準、計画等との整合	16
(6)	社会的合意及び社会影響	17
(7)	生態系及び生物相	17
(8)	非自発的住民移転	18
(9)	先住民族	18
(1 0)	モニタリング	19
(1 1)	カテゴリ A 案件の EIA が満たすべき項目	19
5 .	環境ガイドライン担当審査役の活動	20
6 .	まとめ	21

1. 本報告の目的・構成と調査の方法

(1) 本報告の目的

株式会社国際協力銀行は、すべての投融資の対象となるプロジェクトについての環境社会配慮を通じ、国際経済社会の健全な発展に寄与するために、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(以下「環境ガイドライン」)を制定し、公表している¹。現在施行されている環境ガイドラインは、株式会社国際協力銀行の発足に伴い2012年4月に制定したものであるが、その内容は、株式会社国際協力銀行の前身である株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行が2009年10月に制定した「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(以下「公庫ガイドライン」)を継承している。(以下、株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行を総称して「JBIC」といい、特に断りがない限り、「環境ガイドライン」は公庫ガイドラインを含むものとする。)

環境ガイドラインは、「本行は、本ガイドラインの実施状況についての確認を行い、これに基づき、公庫ガイドラインが施行された平成21年10月1日より5年以内に包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改訂を行う。」と定めている(環境ガイドライン第1部8.)。本年10月に、平成21年(2009年)10月1日より5年となる平成26年(2014年)10月1日を迎えることを踏まえ、本報告において、環境ガイドラインに規定する「本ガイドラインの実施状況についての確認」を行い、環境ガイドラインの包括的な検討の基礎とするものである。

(2) 実施状況確認のための調査

調査の実施

本報告は、JBICが現行の環境ガイドラインを適用して投融資を決定した案件や、現行の環境ガイドラインの実施体制全体を対象として、実施状況についての確認を行うものである。特に、個別の投融資案件については、その一部を抽出し、投融資検討時の資料や、投融資決定後のモニタリングに関する資料を改めて確認する調査を2013年夏以降実施し(以下「本調査」)、本報告の基礎とした。

調査対象案件

本調査は、現行の環境ガイドラインの適用対象となるJBICの投融資のうち、2013年3月までに投融資契約が調印された案件(件数・内訳等については、下記2.(3)参照。)から、カテゴリA案件は全件(47件。なお、同一のプロジェクトに複数の投融資契約を調印する場合は複数件として計上しており、重複を除いたプロジェクト数は36件。)カテゴリB、C及びF I案件はそれぞれ15件(複数計上による重複なし)を対象に実施した(以下「調査対象案件」)。

¹ http://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/efforts/environment/confirm/pdf_01.pdf

(表1)

環境カテゴリ	調査対象案件数
A	47件(プロジェクト数は36件)
B	15件
C	15件
F I	15件
合計	92件(プロジェクト数は81件)

調査の内容

本調査においては、以下の2つの事項を確認した。

- (a) JBICによる調査対象案件の環境社会配慮確認が、環境ガイドライン第1部に定める手続きに沿って進められていたか。
- (b) 調査対象案件のうちカテゴリAの案件(以下「調査対象A案件」)が、環境ガイドライン第2部1.「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」及び第2部2.「カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書」に掲げられている要求事項を満たしていたか。

また現在、調査対象A案件から地域・セクターの分散にも配慮しつつ抽出した案件(6件を予定)につき、プロジェクトの実施地に赴いて調査を行っている。この調査により新たな示唆が得られた場合には、後日別途報告を実施する。

(3) 本報告の構成

本報告では、まず、「2. 環境ガイドラインの経緯及び実施体制」において、環境ガイドラインが制定された経緯及びJBICにおいて環境ガイドラインをどのような体制で実施しているかを紹介する。

次に、「3. 環境ガイドライン第1部」において、JBICによる調査対象案件の環境社会配慮確認が環境ガイドライン第1部に定める手続きに沿って進められていたかを、手続き項目ごとに調査した結果及びその分析を示し、「4. 環境ガイドライン第2部」において、調査対象A案件が環境ガイドライン第2部に掲げられている要求事項を満たしていたかを、項目ごとに調査した結果及び分析を示している。

また、JBICは、JBICによる環境ガイドラインの遵守を確保すること等を目的として、投融資担当部署から独立した経営会議²直属の「環境ガイドライン担当審査役」を設置し、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」を制定している。「5. 環境ガイドライン担当審査役の活動」においては、同審査役の活動を紹介している。

² 代表取締役・業務執行取締役及び全執行役員で構成し、取締役会の委任に基づき、JBICの経営上の重要事項の決定・審議を行う会議。

以上を踏まえ、「6.まとめ」において、環境ガイドラインの実施状況を総括するとともに、その中で環境ガイドラインの包括的な検討に向けて得られた示唆や JBIC としての考え方を示している。

2. 環境ガイドラインの経緯、実施体制及び適用案件

(1) 環境ガイドラインの経緯

環境ガイドラインは、JBIC の前身である日本輸出入銀行が、環境問題に対する国際的な関心の高まりや国際機関の対応を受け、1999 年に制定・公表した「環境配慮のためのガイドライン」に起源を有する。その後、日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合により（旧）国際協力銀行が発足したことを受け、2002 年に「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」が制定され、さらに 2009 年に同ガイドラインが改訂されて現行の環境ガイドラインとなっている。また、2002 年に制定された環境ガイドラインにおいて、JBIC の環境ガイドライン不遵守に関する異議申立を受け付け、必要な措置を取ることが規定されたことを受け、2003 年に「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」を整備し、現在に引き継いでいる³。

2009 年の環境ガイドライン制定（改訂）時には、事前に 14 回に及ぶパブリック・コンサルテーション及びパブリック・コメントの募集を行い、産業界や環境 NGO 等のステークホルダーから出された意見や、パブリック・コンサルテーションの場で行われた議論を踏まえてガイドラインの改訂を行った⁴。また、2002 年の環境ガイドライン制定時は、事前に有志による研究会で約 1 年にわたる議論を行った上で、6 回にわたるパブリック・コンサルテーションを実施しており、それに続く異議申立手続の整備の際も、13 回にわたるパブリック・コンサルテーションを実施した⁵。これだけ広範なパブリック・コンサルテーション等を行った上で環境ガイドラインの改訂を行っている機関は、世界的にも稀有であり、環境社会配慮確認に対する JBIC の強いコミットメントを示すものである。

3

<http://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/efforts/environment/disagree/disagree-2012.pdf>

⁴ 現行の環境ガイドライン制定に関するパブリック・コンサルテーションの様子は、JBIC ウェブサイトで公開している。日本貿易保険（NEXI）との共同開催。

http://www.jbic.go.jp/ja/efforts/environment/business/process_2009

⁵ 異議申立手続を整備した際のパブリック・コンサルテーションの様子は、JBIC ウェブサイトで公開している。

<http://www.jbic.go.jp/ja/efforts/environment/disagree/consultation>

(2) 環境ガイドラインの実施体制

JBIC 内の実施体制

JBIC は、全ての投融資に際し、環境社会配慮確認を行っている。環境社会配慮確認には環境社会面における専門性が求められること、JBIC が行う投融資全体の環境社会面における知見を集積することが重要であることから、JBIC は、個別の投融資を担当する部署とは別に、環境ガイドラインに沿った環境社会配慮確認を実施する部署として、環境審査室を設置している。

個別の投融資におけるスクリーニング及びカテゴリ分類の手続きは、投融資担当部署が環境審査室と協議して行い、カテゴリ A 及び B 案件の環境レビューは、原則として、投融資担当部署と環境審査室が共同で行っている。また、環境レビューにおいては、必要に応じ外部専門家等の意見を求め、活用することとしている。

カテゴリ F I の場合、JBIC は、金融仲介者を通じ、プロジェクトにおいて環境ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認することとしている。環境ガイドラインに精通していない金融仲介者に対しては、必要に応じ、JBIC が金融仲介者に対して環境ガイドラインの考え方を説明している。

また、環境審査室では、個別の投融資の環境レビュー等を行うのに加え、セクター毎、環境影響評価項目毎、あるいは国毎の環境社会配慮に関する調査を実施し、JBIC 内でその知見を共有することで、JBIC 全体の環境社会配慮に関する意識や能力の向上を図る取り組みを行っている。

民間金融機関及び日本貿易保険（NEXI）への情報提供

JBIC は、民間金融機関の環境配慮への一層の取り組みを支援することを目的とし、協調融資等を行うことが多い民間金融機関との間で「環境審査にかかる協定書」を締結している。JBIC は、当該協定書に基づき、JBIC がプロジェクト審査の際に実施した環境レビューの情報やノウハウを民間金融機関に提供し、環境社会配慮面での協調を行っている。

また、独立行政法人日本貿易保険（NEXI）との間でも、「輸出金融案件における環境社会配慮確認に係る協力に関する協定書」を締結し、輸出金融案件の環境社会配慮確認におけるワンストップシヨップの実現を図ることで、必要な手続きの簡素化・効率化に努めている。

(3) 現行の環境ガイドラインの適用案件

現行の環境ガイドラインは、施行された 2009 年 10 月以降に JBIC に対する融資要請及びスクリーニングフォームの提出がなされたプロジェクトに対して適用することとしており、2013 年 3 月末までに投融資契約を調印した案件のうち、500 件以上に現行の環境ガイドラインが適用されている。

カテゴリ分類別には、カテゴリ A 案件が約 9%（47 件）、カテゴリ B 案件が約 8%、カテゴリ C 案件が約 69%、カテゴリ F I 案件が約 14%となっている。

3 . 環境ガイドライン第 1 部

(1) 環境社会配慮の適切性を確認するための基準

環境ガイドラインは、JBIC が環境社会配慮確認において確認すべき基準について以下の通り定めており、国際的基準として世界銀行のセーフガードポリシー（以下「世銀 SP」）又は国際金融公社（IFC）のパフォーマンススタンダード（以下「IFC PS」）を明示している。この国際的基準の明確化は、前回の環境ガイドライン改訂時に行われたものである。

本行は、環境社会配慮等に関し、プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと適合しているかどうかを確認する。ただし、当該プロジェクトがリミテッドリコースまたはノンリコースのプロジェクトファイナンス案件の場合及びその他適切と認める場合には、国際金融公社のパフォーマンススタンダードと適合しているかどうかを確認する。また、適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている基準又はグッドプラクティス等をベンチマークとして参照する。

その後、2012 年に OECD 環境コモンアプローチが、2013 年に主に民間金融機関が採用する赤道原則（The Equator Principles）が改訂されたが、その中では、IFC PS を採用する、又は採用しうる場合が拡大されている（表 2）。

（表 2）

	改訂前の適用基準	改訂後の適用基準
OECD 環境コモンアプローチ	（2007 年版） 世銀 SP 又は適切な場合には他の基準。他の基準の一つとして、リミテッドリコース又はノンリコース案件の場合に IFC PS が挙げられている。	（2012 年版） 非プロジェクトファイナンス案件では、世銀 SP 又は IFC PS。プロジェクトファイナンス案件では、IFC PS。
赤道原則	（2006 年版） 赤道原則は、プロジェクトファイナンスに適用。	（2013 年版） 赤道原則は、プロジェクトファイナンス及びプロジェクト紐付きコーポレートローンに適用。

	適用基準は、非 OECD 国等のプロジェクトの場合、IFC PS。	適用基準は、非特定国 ⁶ のプロジェクトの場合、IFC PS。
--	-----------------------------------	--

特に、JBIC と協調融資を行う機会が多い民間金融機関が採用する赤道原則の適用範囲が広がり、非特定国については IFC PS を適用するとされていることで、今後 IFC PS の役割が拡大していくことになると考えられる。

(2) スクリーニング及びカテゴリ分類

JBIC は、プロジェクトの環境レビューを開始する際、プロジェクトを A、B、C 又は F I いずれかのカテゴリに分類し、それ以降の環境レビューはカテゴリに応じた手続きに従って実施する。このカテゴリ分類の実施のため、借入人等よりスクリーニングフォームという定型フォームの提出を受けることで、必要な情報を得ている。

本調査においては、全調査対象案件について、借入人等よりスクリーニングフォームが提出されており、その記載方法について特段の問題点はみられなかった。また、カテゴリ分類は、いずれもスクリーニングフォームの記載内容に基づき適切に実施されていた。ただし、カテゴリ分類の適切性につきステークホルダーとの間で議論となる案件もあり、環境レビューの基礎となるスクリーニング及びカテゴリ分類については、引き続き JBIC 内で適切に手続き及び判断を行うことが重要である。

一方、近年投融資の期待を寄せられる案件においては、資金需要が発生し、JBIC が投融資の意思決定を求められる時点で、案件の性質上、環境社会配慮確認に必要な情報が十分に揃っていないケースが出てきている。環境ガイドラインは、投融資の意思決定前に環境レビューを行うと定めており、このような場合においても適切な環境レビューが必要なことは言うまでもないが、このような案件への支援期待に応えるためには、適時適切な環境レビューが実施されることを前提に、意思決定後に環境レビュー及びそれに関する情報開示を行うことも可能としていく必要がある。

(3) 環境レビュー

カテゴリ A 案件

環境ガイドラインは、カテゴリ A 案件について、環境アセスメント報告書（以下「EIA」）及び相手国政府等の環境許認可証明書の JBIC への提出を求めている。

調査対象 A 案件の中で、現地制度上、環境アセスメントの実施が求められている案件については、全て EIA が作成され、当該 EIA が JBIC に提出されていた。一方、一部の案件では、現地制度上、プロジェクト全体を対象とする環境アセスメントの

⁶ Non-Designated Countries。特定国（Designated Countries）とは、“those countries deemed to have robust environmental and social governance, legislation systems and institutional capacity designed to protect their people and the natural environment”と定義されている。

実施が求められておらず、これらの案件については、EIA が提出されなかった。

これらの案件は、北米における非在来型の油ガス開発案件と、既存の工業団地内で行われた案件であり、前者においては個別の井戸の掘削許可に係る申請書類一式を用いて環境レビューを行った（北米の非在来型の油ガス（いわゆるシェールオイル、シェールガス）開発については、コラム内参照。）。一方、既存の工業団地内で行われた案件においては、工業団地全体を対象とした環境アセスメントは実施されていたが、当該プロジェクトのための環境アセスメントは現地制度上不要であったため、JBIC は、当該プロジェクトのためにプロジェクト実施主体者が策定し環境当局から承認を得た環境管理計画及び環境モニタリング計画を用いて環境レビューを行った。

環境許認可証明書についても、基本的に JBIC による投融資の意思決定時点で発行済みであり、JBIC に提出されていた。一部、未取得の状態での投融資の意思決定を行った案件があるが、調査対象 A 案件については、いずれも許認可の取得を資金拠出の条件とする等、許認可未了の状態での JBIC の資金が拠出されることがないように工夫を行っていた。また、事業実施主体以外の主体が建設や許認可取得の責任を負う関連インフラ（送電線等）の許認可が下りていない案件もあり、その場合は当該許認可の取得を資金拠出の条件やモニタリングの対象としている。

環境ガイドラインはさらに、大規模非自発的住民移転が発生する場合は住民移転計画が、先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合は先住民族計画が、それぞれ提出されなければならないとしている。前者については 4 .(8) 後者については 4 .(9) を参照ありたい。

なお、全ての調査対象 A 案件で環境レビューに際し外部専門家を雇用し、その支援のもとで環境レビューを実施した。また、ほとんどの調査対象 A 案件で、現地実

非在来型油ガス開発案件

北米において非在来型の油ガス田開発案件開発が急増する中、日本企業が参画する案件に対して JBIC が融資を行う事例が複数存在した。

アメリカやカナダにおける石油・ガス開発プロジェクトでは、プロジェクト全体を対象とした環境アセスメントの実施が義務付けられておらず、井戸ごとに掘削許可等の各種許認可を取得することで開発が進行していく場合がある。

JBIC は、掘削許可の申請書類を確認することで環境レビューを実施しているが、申請書類では代替案の検討状況やモニタリング計画・環境管理計画が記載されていない等、通常の EIA ほど網羅的な環境社会配慮面の検討が行われていない。

そのため、JBIC では掘削以外の関連許認可（取水や施設の操業に必要な許認可等）の書類や、事業者や対象鉱区の環境又は労働安全衛生に関する方針・マニュアル等も参照するとともに、事業者への質問状や現地実査での情報収集を行うことで、環境レビューを実施している。

査により環境社会配慮の確認を行った。

カテゴリ A 案件における環境影響の確認・評価の実施状況及び住民移転計画や先住民族計画の提出状況については、「4．環境ガイドライン第2部」参照。

カテゴリ B 案件

カテゴリ B に分類された調査対象案件においては、必要に応じ JBIC から借入人に質問状を送付し、その回答も確認しつつ、環境レビューが行われていた。なお、カテゴリ B に分類された調査対象案件では、外部専門家を活用し、又はプロジェクトサイトへの実査を行った案件はなかった。

カテゴリ F I 案件

カテゴリ F I の場合、JBIC は、金融仲介者を通じ、プロジェクトにおいて環境ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認することとしている。カテゴリ F I に分類された全ての調査対象案件について、金融仲介者の環境社会配慮能力が確認され、多くの案件においてはサブプロジェクトのカテゴリを C 等に限定することとしていた。

ただし、金融仲介者による環境レビューに際し、環境に関する外部専門家の雇用を義務付けている案件や、金融仲介者の環境社会配慮能力が十分でないと判断し、サブプロジェクトごとに JBIC がカテゴリ分類及び（必要に応じ）環境レビューを行うこととしている案件もあり、案件の事情に即した対応が取られている。

（4）意思決定及び融資契約等への反映

環境レビュー結果の意思決定への反映

環境ガイドラインは、環境レビューの結果を、投融資の意思決定に反映すると定めている。環境レビューを行うカテゴリ A、B 及び F I の全ての調査対象案件において、環境レビュー結果が JBIC の投融資に関する意思決定文書に記載され、投融資の意思決定に際しての確認項目の一つとなっていたことが確認された。

融資契約への反映

環境ガイドラインは、借入人等が環境社会配慮を確実に実施するために必要と考える場合、融資契約あるいはこれに付随する文書を通じ、以下の内容を確保するよう最大限努力すると定めている。

- 借入人は、プロジェクト実施主体者が行う環境社会配慮に係る対策やモニタリングについて本行へ報告すること。なお、予見せざる原因等により、環境社会配慮上の要件が達成できないおそれがある場合は、その旨本行に報告すること。

- 借入人は、環境社会配慮に関する問題が生じた場合には、プロジェクト実施主体者と当該プロジェクトに関わるステークホルダーとの間での協議が行われるよう努力すること。
- 借入人は、環境社会配慮に関し、借入人以外のプロジェクト実施主体者及び相手国政府（地方政府を含む）の役割が重要である場合は、これらの者も含めて取り決め等を結ぶよう努力すること。
- 借入人やプロジェクト実施主体者が、本ガイドラインに基づき本行が要求する事項を満たしていないことが明らかになった場合、あるいは、環境レビューに際して借入人等より正しい情報が提供されなかったことにより環境に望ましくない影響が及ぶことが融資実施後に明らかになった場合に、本行は、融資契約に基づき、貸付実行の停止あるいは借入人に期限前償還を求めることがあること。

調査対象案件のうち、航空機の輸入資金に対する貸付を保証している案件（カテゴリC）を除くすべての案件で、上記の内容が実質的に契約上確保されていた。航空機輸入保証案件においては、航空法に基づき騒音基準や排出基準を遵守することを証明する耐空証明書の取得を確認しており、上記の内容を契約で確保することは求めている。

（５）モニタリング

環境ガイドラインは、プロジェクト実施主体者が環境社会配慮を確実に実施しているかを確認するため、「原則として、カテゴリ A 及びカテゴリ B のプロジェクトについては、一定期間、プロジェクト実施主体者によるモニタリングの内重要な環境影響項目につき、借入人を通じ、そのモニタリング結果の確認を行う。」と定めている。

JBIC は、環境レビュー時にモニタリング項目を定め、当該モニタリング項目を盛り込んだモニタリングフォーム等を少なくとも年 1 回の頻度で借入人等から提出させることで、モニタリング結果の確認を行っている。カテゴリ A 及び B の調査対象案件のほぼ全てでモニタリング項目を定め、モニタリング結果の徴求時期に至っていない又は徴求中の案件を除き、適切にモニタリング結果を確認していることが確認できた。モニタリング項目を定めなかった案件は、環境レビューの結果、環境への重大な影響が生じる可能性が極めて低く、モニタリングを行う必要性が低いと判断したものである。モニタリング項目は、EIA の付帯条件の履行状況や関連インフラ等の許認可取得状況、大気質・水質・騒音の排出値・環境値、住民への補償の進捗等多岐にわたり、融資契約締結後に JBIC ウェブサイトで公開している環境チェックレポートにも記載している。

調査対象案件の中には、ステークホルダーから環境社会配慮が十分でないとの指摘があった案件も含まれており、また調査対象案件でない案件においても、同様の指摘

がある案件が存在する。JBIC は、必要に応じて、(借入人を通じ)プロジェクト実施主体者による適切な対応を促してきており、このような対応はプロジェクトの適切な環境社会配慮を確保する上で重要であると認識している。

(6) 情報公開

総論

JBIC は、環境社会配慮確認に関し、以下の通り関連の情報や文書をウェブサイト上で公開することとしている。

時期	公開する文書
環境レビュー時	プロジェクトの名称・概要等及びそのカテゴリ分類 (カテゴリ A 及び B のプロジェクトについて)EIA 並びに環境許認可証明書及びその入手状況 その他、JBIC が環境社会配慮確認のため借入人等から入手した文書のうち、プロジェクトの実施国で一般に公開されている文書及びその入手状況
融資契約締結後	環境レビュー結果
モニタリング時	プロジェクト実施者によるモニタリング結果(プロジェクトの実施国で一般に公開されている範囲内)

JBIC は、ウェブサイトに環境社会配慮に関する情報提供を行うためのページを設け⁷、日本語及び英語の 2 言語で上記の情報公開を行っている。

環境ガイドラインにも記載されている通り、JBIC による情報公開は環境レビューのアカウンタビリティ及び透明性を確保するために重要である一方、借入人等の商業上の秘密を尊重しつつ行われる必要がある。プロジェクトに関する情報公開は、一義的にはプロジェクト実施者が行うべきものであり、この点は、JBIC 等の資金提供者による情報公開の限界といえる。前回の環境ガイドライン改訂により、「本行は、プロジェクトの実施国における関係法令等を踏まえつつ、借入人等を通じたプロジェクト実施者への働きかけにより、一層の情報公開の実現に努める。」という文言が追加されたが、このような働きかけを継続していくことが重要である。

なお、環境ガイドライン上、環境レビュー時に入手し公開する文書については、その入手状況と文書自体をそれぞれ JBIC ウェブサイト上に掲載することとしているが、実際には、文書自体を掲載することでその入手状況の掲載を兼ねる形となっている。

⁷ 日本語のページは以下の通り。

<http://www.jbic.go.jp/ja/efforts/environment/projects>

環境レビュー時及び融資契約締結後の情報公開

環境レビュー時及び投融資契約締結後に公開することとしている情報や文書については、全ての調査対象案件について、カテゴリ分類毎に必要なとされている範囲内で、公開されている（または公開されていた）ことを確認できた。なお、環境許認可証明書を未取得の状況で投融資の意思決定を行っている場合（上記3.(3)）、当該証明書は公開していない。また、調査対象案件以外の案件において、環境レビュー時の情報公開を一部失念した例が確認されており、情報公開の徹底に努める必要があると認識している。

環境面に重大な影響を及ぼす恐れのあるカテゴリA案件については、環境レビュー時の情報公開を45日間程度は行うよう努めており、全ての調査対象A案件について、45日間以上公開されていたことを確認した（最短45日、中央値133日）。

一方、環境レビュー結果の情報公開については、一部の案件で、融資契約締結後公開まで3ヶ月以上がかかっているものがあつた。環境ガイドライン上公開期日は特段定めていないものの、環境レビューは原則として融資契約締結時点で完了しているものであることから、公開漏れがないようJBIC内での運用を改善している。

なお、環境ガイドライン上、EIAはJBICウェブサイト上で公開することとしているが、ファイルのサイズが大きくなる場合、EIAはJBICの広報センターで公開し、ウェブサイトではEIAの一部のみ（要約版等）を掲載、又は広報センターで閲覧可能であることを記載している案件も存在する。ウェブサイト上での公開は、情報公開においてより高い透明性を確保するために重要と認識しており、JBICウェブサイト全体のユーザー利便性にも配慮しながら対応を決めているものである。

モニタリング時の情報公開

モニタリング時に公開することとしているモニタリング結果については、2014年3月末時点で4件が公開されている（いずれもオーストラリア又はチリにおける資源開発案件）。件数が少ないのは、プロジェクトの実施国でモニタリング結果が一般に公開されている例が少ないことに起因するが、どのような情報がどこで公開されているかをJBICとして網羅的に確認することに限界があるという事情もある。

一方で、本項目は、前回の環境ガイドライン改訂により追加されたものであるが、2013年途中までは情報公開されていた案件がなく、その後改めて事業者等に確認及び了承を得た上で初めて情報公開に至ったものである。この経緯を踏まえ、今後契約調印を行う案件については、モニタリング結果がプロジェクト実施国で一般に公開されている場合、借入人からその旨を申告してもらい、より適切な公開を行えるよう運用を改善している。

4 . 環境ガイドライン第 2 部

(1) 総論

環境ガイドライン第 2 部は、対象プロジェクトに求められる環境社会配慮の考え方と、カテゴリ A 案件の EIA が満たすべき項目を記載している。本調査では、調査対象 A 案件につき、これらの考え方や項目が遵守されていたかを確認した。

(2) 以下においては、環境ガイドラインに記載される事項毎に、確認結果を記載している。枠内は、環境ガイドラインの文言を記載したものである。

現行の環境ガイドラインでは、JBIC は原則として、プロジェクトが世銀 SP 又は IFC PS と適合しているかを確認することとしている(上記 3 . (1) 参照)。世銀 SP や IFC PS は、環境ガイドライン第 2 部より詳細な環境社会配慮に関する規定を設けているため、第 2 部の解釈は、実質的には世銀 SP や IFC PS を参照しつつ行われることが多い。JBIC は、世銀 SP や IFC PS の解釈や運用に不明な点がある場合、必要に応じて世界銀行や国際金融公社(IFC)にも問い合わせ環境ガイドラインの運用を行っている。

また、環境レビューにおいては、セクターごとに作成したチェックリストを活用することで⁸、確認すべき項目に漏れがないよう工夫している。ただし、環境ガイドライン本文で言及されているがチェックリストでは言及されていない事項があるため(代替案の検討、ジェンダー及び子どもの権利、苦情処理メカニズム等)、今次改訂においてはチェックリストも同時に改訂を行い、環境社会配慮確認に万全を期す必要がある。

(2) 基本的事項

プロジェクトに係る調査・検討(環境影響評価)

プロジェクトを実施するにあたっては、その計画段階で、プロジェクトがもたらす環境への影響について、できる限り早期から、調査・検討を行い、これを回避・最小化するような代替案や緩和策を検討し、その結果をプロジェクト計画に反映しなければならない。

北米の非在来型油ガス開発案件等一部の案件を除き、プロジェクトの実施にあたり、案件の特性に応じて何らかの代替案が提示され、複数の観点(例：環境面、経済面、技術面) から最適なものを選定するプロセスを確認することができた。代替案等の検討を行う EIA の作成有無については、上記 3 . (3) 参照。

北米の非在来型油ガス開発案件では、井戸ごとに掘削許可等の各種許認可を取得することで開発が進行するため、プロジェクト全体の代替案は検討されていないが、個別の井戸の候補地を選定する際に、事前に調査を行い、保護区や文化遺産を回避する形で選定するといった対応が行われている。

⁸ JBIC ウェブサイトでも公開している。

<http://www.jbic.go.jp/ja/efforts/environment/confirm>

委員会の設置

特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論の多いプロジェクトについては、アカウントビリティを向上させるため、必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置し、その意見を求める。

調査対象A案件には、「特に影響が重大」「異論の多い」ことを理由に、専門家等からなる委員会の設置が必要とされた案件は存在しない。しかし、一部の案件では専門家等からなる委員会を設置し、廃棄物管理計画の策定や環境社会影響の査察や苦情受付の役割を担わせていた。

(3) 対策の検討

対策の検討

プロジェクトによる望ましくない影響を回避し、最小限に抑え、環境社会配慮上よりよい案を選択するため、複数の代替案が検討されていなければならない。対策の検討にあたっては、まず、影響の回避を優先的に検討し、これが可能でない場合には影響の最小化・軽減措置を検討することとする。代償措置は、回避措置や最小化・軽減措置をとってもなお影響が避けられない場合に限り検討が行われるものとする。

代替案の検討については、上記4.(2) 参照。

代償措置については、生態系への影響を軽減させることを目的に一部の案件で採用されていた。(サンゴの損失や森林伐採がある場合に、サンゴや森林を別の場所で生育させるための取り組みを行う等。)

モニタリング計画 / 環境管理計画

モニタリング計画、環境管理計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法が計画されていなければならない。特に影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、詳細な環境管理のための計画が作成されていなければならない。

全ての調査対象A案件において、建設時及び操業時におけるモニタリング項目及びモニタリング体制(モニタリング担当部署の設置、外部委託の計画等)が検討されていたことを確認した。北米の非在来型油ガス田開発案件では、モニタリング計画が文書化されていなかったため、環境レビュー時の質問状においてモニタリング項目等の計画を確認した。

モニタリングの費用については、費用が見積もられていることを確認できた案件

はあったものの、個別の調達方法までEIA等で確認できた案件はなかった。ただし、一般的にはモニタリング費用はプロジェクト全体の費用に織り込まれており、プロジェクト全体の資金調達計画の中で確保されていると考えられる。

環境管理計画については、北米の非在来型油ガス開発案件を除く全ての調査対象A案件において、EIAの一部又は独立した文書として、環境管理計画が策定されていた。非在来型油ガス開発プロジェクトは、井戸ごとに開発が進められるため、プロジェクト全体を対象とした環境管理計画は策定されていない(3.(3)内コラム参照)。

(4) 検討する影響のスコープ

調査・検討すべき環境への影響には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、社会的関心事項(非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、こどもの権利、HIV/AIDSなどの感染症、労働環境(労働安全を含む。)等)、越境または地球規模の環境問題への影響が含まれる。

全ての調査対象A案件において、EIA(非在来型油ガス開発プロジェクトに関しては掘削許可の申請書等)の中で、案件の特性に応じて、影響が想定される分野が抽出され、EIA等の中で検討が行われていた。また、EIA等で検討されていない分野や各分野の詳細については、質問状や現地実査により確認した結果、ジェンダーとこどもの権利を除く、環境ガイドラインに記載した全ての項目について、事業者による環境社会配慮の内容が確認できた。前回の環境ガイドライン改訂において、「労働環境(労働安全を含む。)」が検討する影響のスコープに加えられたが、全ての調査対象A案件が労働関連法令を遵守する計画であることを確認している他、多くの場合、環境実査時に児童労働や強制労働が行われていないかを確認している。

ジェンダーとこどもの権利については、若年者や女性に配慮したプログラムを提供していた案件がある一方、これらの項目に特化した配慮の内容を確認できない案件も多く存在した。これは、各プロジェクトが直接ジェンダーの問題やこどもの権利を脅かすことに繋がる性質のものではなく、地域住民全体への配慮とは別個に特別な配慮を行う必要がなかったためと考えられるが、多くの場合、環境実査時に雇用条件において性別に基づく差別がないかを確認している。

(5) 法令、基準、計画等との整合

全ての調査対象A案件において、現地法を遵守する計画であること、及び、現地制度に則った形で事業者の対策が検討されていたことを確認した。一部、当初の排出予測値が排出基準値を上回る案件や、プロジェクト実施前の現況値が既に環境基準値を上回っている案件があったが、事業者が結果的に排出基準値内に収まるよう適切な対

策を取ったことや、対策の実施により現況値に対する追加的な影響が重大でないことを、環境レビュー及びモニタリングの双方において確認している。

また、現地制度上、事業活動が禁止されている地区で事業が実施されている案件はなかった。

(6) 社会的合意及び社会影響

ステークホルダーとの合意形成

プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。

現地制度上 EIA の公開や地域住民等を対象としたコンサルテーションの開催を求められている全ての調査対象 A 案件において、EIA の公開やコンサルテーションの実施がなされ、意見を受け付けていたことを確認した。

一方、中東や中南米の案件を中心に、現地制度上 EIA の公開やコンサルテーションの開催が義務付けられていない案件が複数存在した。その場合であっても、自主的な説明会の開催や情報公開など、何らかの形で事業者が地域住民からの要望に対応する方針であることを確認できた。

社会的弱者への配慮

女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていなければならない。

女性、子どもについては上記(4)、少数民族・先住民族については下記(9)参照。多くのプロジェクトでは、地域住民を雇用する方針であり、地域への配慮が図られている。

(7) 生態系及び生物相

重要な自然生息地・森林の著しい転換・劣化

プロジェクトは、重要な自然生息地 または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない。

調査対象 A 案件の中には、プロジェクトサイト付近にサンゴ若しくはマングロー

ブが生息し、又は湿地が存在する、重要な自然生息地付近で実施されるプロジェクトがある。いずれの案件も、管理計画等に基づく緩和策を講じて著しい劣化を防止するとともに、一部の案件については代償措置を講じることとしている。

本条項は、前回の環境ガイドライン改訂時に議論を経て追加されたものであるが、「重要な自然生息地」の解釈や、代償措置の実施を前提とした転換や劣化が認められるかという点につき、JBIC とステークホルダーの間で考え方が異なるケースが存在する。

森林伐採・森林認証

森林の違法伐採は回避されなければならない。商業伐採を伴うプロジェクトでは、違法伐採回避を確実にする一助として、プロジェクト実施主体者による、森林認証の取得が奨励される。

約 4 割の案件で森林伐採が想定されていたが、違法伐採が実施されまたは疑われる案件や、商業伐採を伴う案件は存在しなかった。

(8) 非自発的住民移転

プロジェクトにより非自発的住民移転又は用地取得が発生する案件は、調査対象 A 案件 36 件中 8 件であり、うち 3 件は用地取得のみが発生する案件であった。この中には、事業者でなく現地政府が補償等の責任を負う案件もあるが、そのような案件も含め、いずれも当局や移転対象住民との協議の上で補償等が実施（又は計画）されている。住民移転計画策定の透明性を確保するため、事業者が NPO 団体を起用して調査や住民との協議を実施した例も存在した。投融資の意思決定時点で住民移転や用地取得が完了していない場合、JBIC がその実施状況をモニタリングしており、現時点で大きな問題は生じていない。

また環境ガイドラインは、大規模な非自発的住民移転が発生する場合、住民移転計画の策定を求めている。投融資の意思決定時点で住民移転が確定していない等、住民移転計画が策定されていない場合、JBIC は環境レビュー時に住民移転に関する事業者の方針や計画を確認の上、その策定状況や策定後の当該計画の内容及び移転・補償の実施状況をモニタリングしている。

(9) 先住民族

プロジェクトサイトが現地制度により先住民族の先住権が認められているエリア等を含む案件は、調査対象 A 案件 36 件中 7 件であり、うち 1 件を除き、カナダ又はオーストラリアの案件であった。先住民族との協議の責任は、カナダの案件は州政府に、それ以外の案件は事業者にあったが、いずれの案件においても、先住民族との協議が行われた上で、合意を得た上で事業が実施されていることを確認できた。

JBIC は、先住民族と事業者間の合意文書の提出を受けた上で環境レビューを行うよう努めているが、守秘性を理由に提出を拒まれるプロジェクトも存在する。その場合は、EIA 等での社会影響評価や、事業者への質問状や環境実査を通じて確認を行い、先住民族への配慮について確認している。

(1 0) モニタリング

プロジェクト開始後において、予測が困難であった事態の発生の有無や、事前に計画された緩和策の実施状況及び効果等を把握し、その結果に基づき適切な対策をとることが望ましい。

効果を把握しつつ緩和策を実施すべきプロジェクトなど、十分なモニタリングが適切な環境社会配慮に不可欠であると考えられる場合は、プロジェクト計画にモニタリング計画が含まれていること、及びその計画の実行可能性を確保しなければならない。

モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていることが望ましい。

第三者等から、環境社会配慮が十分ではないなどの具体的な指摘があった場合には、当該プロジェクトに関わるステークホルダーが参加して対策を協議・検討するための場が十分な情報公開のもとに設けられ、問題解決に向けた手順が合意されることが望ましい。

全ての調査対象 A 案件において事業実施主体によるモニタリング計画が策定されており(上記 4 .(3) 参照) 重要な環境影響項目については、JBIC 自身が借入人を通じてモニタリング結果を確認している(上記 3 .(5) 参照)。

モニタリング結果の情報公開については、上記 3 .(6) 参照。

第三者等からの指摘への対応については、全ての調査対象 A 案件で何らかの体制が取られていることを確認できた。ただし、ステークホルダーが協議に参加する場の整備まで含めて体制が構築されている案件は一部にとどまる。

(1 1) カテゴリ A 案件の EIA が満たすべき項目

調査対象 A 案件では、一部の例外を除き EIA が作成されており(上記 3 .(3) 参照) 概ね環境ガイドライン第 2 部 2 . に定める項目を満たしていた。

ただし、情報公開については、中東の一部の案件で実施されていなかった。これらの国では、情報公開や地域住民への説明が法的に義務付けられていない等の事情があるもので、JBIC としてはその制約に鑑み、例外的に対応している。

ステークホルダーとの協議は、中東や南米の一部の案件を除き実施されており、協議未実施の案件についても一定の情報公開は行われていた。

5. 環境ガイドライン担当審査役の活動

環境ガイドラインは、「本行によるガイドラインの遵守を確保するため、本行のガイドライン不遵守に関する異議申立を受け付け、必要な措置をとる。」と定めている。JBICは、JBICによる環境ガイドラインの遵守を確保するため、環境ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果をJBIC経営会議に報告すること、及びJBICの投融資案件における環境・社会問題にかかる紛争の迅速な解決のため、当事者間の対話を促進すること、の双方を目的に、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」を制定している（以下、同要綱に定める異議申立に関する手続を指して「異議申立手続」という。）。環境ガイドライン担当審査役は、異議申立手続の上記の目的を達成するために設置されたJBICの機関であり、JBICの投融資担当部署から独立した経営会議直属の機関とすることで、その独立性を確保している。

2003年の異議申立手続の整備以降、実際に異議申立が行われたプロジェクトは、2011年に申立てが行われたパナマ運河拡張プロジェクト向け融資の1件である⁹。本件は、JBIC以外に、米州開発銀行（IDB）、国際金融公社（IFC）、欧州投資銀行（EIB）及びアンデス開発公社（CAF）も融資を行っており、IDB、IFC及びEIBに対しても異議申立が行われた。環境ガイドライン担当審査役は、これらの国際機関・地域金融機関の異議申立手続担当機関とも適切に情報交換を行いつつ審査を行っており、2013年12月には、現地（パナマ共和国）において、異議申立人とプロジェクト実施主体（パナマ運河庁）間の協議を仲介した。両者間の協議は、他の国際機関・地域金融機関の異議申立手続担当機関による働きかけにもかかわらず行われなかったものであり、紛争解決のための対話の促進を実現した例として注目される。

また、世界銀行の異議申立手続担当機関（independent accountability mechanism。以下「IAM」）である Inspection Panel が各機関の IAM に呼びかけ、情報共有・意見交換のための非公式会合が年に1度開催されている。環境ガイドライン担当審査役は、この会合に参加し、異議申立手続の公正・適正な運用や実務上の留意点等に関する意見交換を積極的に進めている。国際機関及び地域金融機関以外でこの会合に参加しているのは、JBIC及びNEXIの他は米国及びカナダの機関に限られており、JBICの環境ガイドライン担当審査役及び異議申立手続が、個別の政府機関の取り組みとしては引き続き先進的なものであることを示している。

⁹ 2007年に、デリー高速輸送システム建設事業についても異議申立が行われたが、これは2009年の組織再編時に独立行政法人国際協力機構（JICA）に引き継がれた事業であり、ここではカウントしていない。

6．まとめ

本報告書のために行った実施状況調査においては、環境レビュー及びモニタリングの手続面・実体面いずれについても、概ね環境ガイドラインを遵守する形での運用が行われていることを確認できた。1999年に環境ガイドラインの前身となるガイドラインが策定されて以降約15年が経過し、投融資の意思決定やモニタリングにあたって環境社会配慮が重要であるという認識は、JBIC内においても十分浸透しているといえる。一方で、手続に不備がある場合や、ステークホルダーとの間で環境ガイドラインの解釈を巡って意見の相違がみられる場合も、全体の中では少数ながら存在しており、今後の環境レビューやモニタリングにおいて、引き続き環境ガイドラインの適切な運用を心掛けていく必要があることはもちろんである。

環境ガイドラインの手続面（環境ガイドライン第1部）は、引き続き、他国の公的輸出信用機関が遵守するOECD環境コモンアプローチに沿った内容となっている。また実体面は、環境ガイドライン第2部を設けると同時に、世銀SPやIFC PSとの適合を確認することとしているが、この2つの国際基準（特にIFC PS）は、この数年の間に民間金融機関を含む各機関が参照する基準としての地位をより高めてきていると考えられる。こうした点を勘案すると、現行の環境ガイドラインを根本的に修正する必要性は特段ないと考えられる。

一方で、前回の環境ガイドライン改訂の議論を行ってから5年以上が経過する中で、OECDコモンアプローチや赤道原則の改訂、あるいは、非在来型油ガス田開発案件や投融資の意思決定が求められる時点で必要な情報が揃っていない案件の出現といった、当時は考慮していなかった事象が発生してきている。これらの中には、現行環境ガイドラインの運用により対応可能なものもあるが、環境ガイドラインを一部修正することが望ましいものもあり、後者については今後の環境ガイドライン改訂のプロセスの中で議論されることが望まれる。